



足立区政ニエース

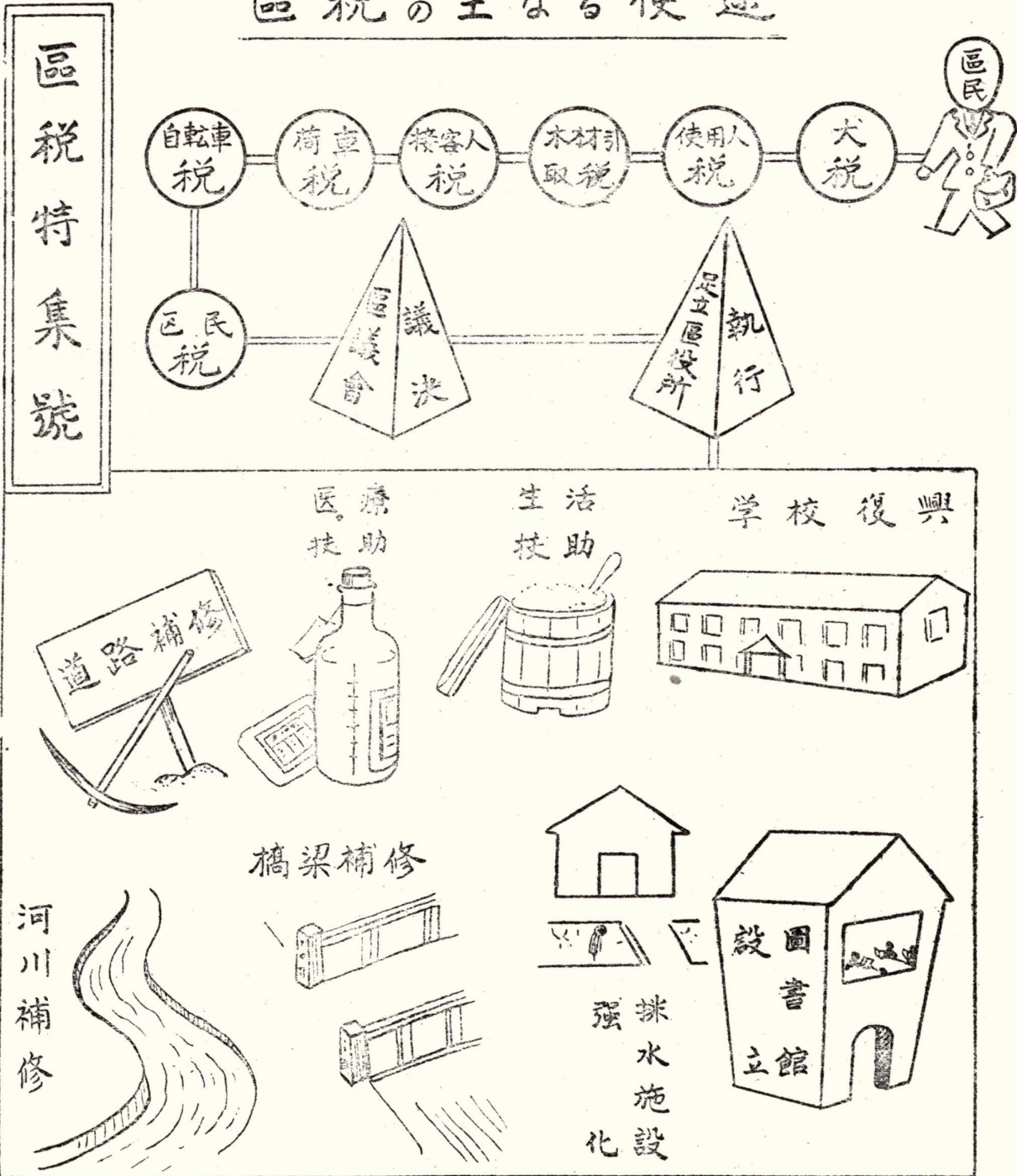
第33号

THE ADACHI KUSEI NEWS

発行所 五〇一住千一區立足
 東京都足立區大塚山
 足立區長編 大野 雅二
 總務課 文書係
 電話 足立 4 4 0
 淺草 3 1 1 1
 3 1 1 5

合名會社永野印刷所印行

區税の主なる用途



◎ 区税について

8月1日から地方税が改正になりましたので、足立区民の皆さまに、区税について説明を申し上げたいと思います。

今後足立区役所で取り扱う税金は、区税だけとなりました。区税の種別は次の通りであります。

1. 区民税 2. 自轉車税 3. 荷車税 4. 接客人税 5. 木材引取税 6. 使用人税 7. 犬税 その他は総て都税でありまして、都税の取り扱い場所は、次の通りであります。

東京都足立税務事務所

足立区千住橋戸町2（日本製靴株式会社構内）

電話（足立）2069

区税の中でも、皆さんに一番関係の深い区民税について、説明を進めたいと思います。

シャウブ税制使節團は、その勧告書の中で「現在の形態の住民税は（少くとも市町村税として）昭和15年に始まるものであり、更に昔にさかのぼれば戸数割に、その源を求めることができる、それが、地方歳入の増加を図るに格好な方法であると一般に考えられていることは明らかである、われわれはこの税を維持強化することを勧告するものである……」と言つて居ります。

即ち区民税とは、平たく言えば、足立区の住民が廣く行う区の諸行政、諸施策の経費を分担し、もつて区政への関心を高め、その発展への契機たらしめようという趣旨に立脚したものであつて、その性格は、いわば割勘的性格をもち、頭割りとも言うような税種なのであります。



（納税義務者について）

問 今までの都民税は都税として徴収されるのですか。

答 いいえ、都民税と特別区民税は一本になつて区民税となつたのです。

問 区民税を納めなければ、ならない者の範囲を説明して下さい。

答 納税義務者は個人の場合と法人の場合の2つがあります。

個人の場合は

1 今年の8月1日に、足立区内に住所があつて、昭和24年に所得があつた方

2 今年の8月1日に足立区内に事務所、事業所又は家屋敷等のある方
であります。

法人及び準法人の場合は

1 今年の8月1日に、足立区内に事務所又は事業所のある法人

2 今年の8月1日に、足立区内に事務所又は事業所のある法人でない、財團、社團で代表者又は管理人を定めてあるもの
であります。

問 今の説明によりますと、今までは世帯主が1人納めればよかつたのですが、今年からは1軒の内でも何人も納める場合があるわけですか。

答 そうです。



（納税義務のない者について）

問 私は17才です、兄は不具者ですが、やつぱり区民税を納めなければならぬのですか。

答 いいえ、未成年者の方と不具者の方は、納めなくて、よいことになつております。

但し、独立の生計を営んでおり、昭和24年に10万円をこえる資産所得又は事業所得のあつた方は均等割と所得割を納めなければなりません。

問 今の場合ですが、独立の生計を営んでおらなければ均等割を納めなくてもよいのですか。

答 未成年者の方と不具者の方に限っては、その通りです。



問 私は寡婦（女やもめ）ですが、やっぱり、区民税を納めなければ、ならないのでしょうか。

答 いいえ、寡婦の方は納めなくて、よいことになっております。

但し、18才以上の子女のある方、又は10万円をこえる所得のあつた方は、納めなければなりません。

問 生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合は、どうなるのでしょうか。

答 その場合は、かかりません。



問 私は妻ですが、所得がありませんから、納めなくて、よいのでしょうか。

答 そうです。

(税率について)

問 よくわかりました。

区民税はどの位、納めることになるのでしょうか。

答 区民税には誰れでも同じように納める均等割と昭和24年の所得税額を、もとにして納める所得割とがあります。

個人の場合は

1. 均等割額 800円

2. 所得割額 昭和24年の所得税額の $\frac{18}{100}$
(1割8分)

法人及び準法人の場合は

1. 事務所、事業所ごとに均等割額 2400円
(納期と納付場所)

問 区民税は、いつまでに、どこへ納めるのでしょうか。

答 納期は昭和25年の9月、11月、26年の1月と3回に納めます。

納付場所は納期内では足立区役所内の区金庫と梅島支所内の区支金庫又は23区内の各郵便局。納期后では足立区役所内の区金庫と梅島支所内の区支金庫だけになります。

(報奨金について)

問 今までの徴税令書は1期2期3期と納期別に別々の用紙になっておりましたが、聞くところによりますと今度から1期2期3期の徴税令書は1枚になっていて納期毎に必要な徴税令書により納入するとのことですが、それは本当ですか。

答 そうです。

問 区民税を納期毎に納入するのが面倒な場合は1週に3期分納入してもよいのですか。

答 それは区側としては、区の行政上、事務手續上等非常に有難いことでありまして、そういう方に対しては前納した税金1000円につき5円の割合で納期前の月数をかけた金額を報奨金として交付いたします。

以上で簡単ではありますが区民税の概要の説明を終ります何卒明朗区政実現のために御協力の程を、お願いいたします。

区民税とは

$$\text{前年の所得税額} \times \frac{18}{100} = \text{所得割}$$

$$\text{均等割} = 800\text{円}$$

$$\text{所得割} + \text{均等割} = \text{区民税}$$

地代・家賃はどの位か？

8月1日以後新しくなりました

今までの家賃や地代が8月1日から改訂され新しい計算方法で算出される、ことになった。地代・家賃等について、詳しいことは建築課に、お問合わせ下さい。

昭和25年7月31日現在における家賃の停止統制額に代るべき額（月額）

純家賃額及び地代相当額の合計額とする。

純家賃は建物の建築完成の時期に應じ、その賃貸価格に對賃貸価格乗率を乗じて算出した額とする。

（昭和21年9月30日以前から貸していたものに適用する）

建築完成の時期	對賃貸価格乗率
昭和15年以前	2.9
〃 16〃	3.0
〃 17〃	3.5
〃 18〃	3.6
〃 19〃	5.4
〃 20〃	5.5
〃 21〃 9月まで	5.6

「賃貸価格」というのは従来の家賃ではない。

家屋台帳に登録されているものである。今回の家賃を算出するのに従来の家賃は関係しない。

家賃の算出方法

$$\text{家屋賃貸価格} \times \text{乗率} = \Delta \quad \text{敷地の坪数} \times \text{坪當り新地代} = \bigcirc$$

$\Delta + \bigcirc = \text{新家賃}$

家賃の認可統制額に適用すべき修正率（建物の一部についての家賃を除く）

昭和21年10月1日以降貸す家は東京都知事の認可を受けねばならない。その認可を受けているものに適用する。

適用範囲	建築完成の時期	修正率	建築完成の時期	修正率
全 國 一 円	昭和14年以前	2.43倍	昭和20年	1.24倍
	〃 15〃	2.18〃	〃 21〃	1.23〃
	〃 16〃	2.02〃	〃 22〃	1.15〃
	〃 17〃	1.54〃	〃 23〃	1.08〃
	〃 18〃	1.42〃	〃 24〃	1.09〃
	〃 19〃	1.28〃	〃 25〃	1.12〃

建物の一部についての修正率（貸間・貸室）

間代、室代の額を東京都知事から認可されているものに適用する。

適用範囲	建築完成の時期	修正率	建築完成の時期	修正率
全 國 一 円	昭和15年以前	2.18倍	昭和20年	1.28倍
	〃 16〃	2.15〃	〃 21〃	1.27〃
	〃 17〃	1.79〃	〃 22〃	1.16〃
	〃 18〃	1.55〃	〃 23〃	1.12〃
	〃 19〃	1.32〃	〃 24〃	1.13〃
	〃 20〃	1.32〃	〃 25〃	1.13〃

昭和25年7月31日現在における地代の停止統制額又は認可統制額に代るべき地代（宅地）

土地の坪當り賃貸価格	坪當り地代（月額）	土地の坪當り賃貸価格	坪當り地代（月額）	土地の坪當り賃貸価格	坪當り地代（月額）
円 0.08未満	円 1.12	円 2.71以上	円 2.86未満	円 5.52	円 6.05以上
0.08以上	1.32	2.86〃	3.01〃	5.75	6.24〃
0.21〃	1.53	3.01〃	3.16〃	5.99	6.43〃
0.34〃	1.74	3.16〃	3.32〃	6.25	6.62〃
0.47〃	1.94	3.32〃	3.48〃	6.50	6.81〃
0.60〃	2.15	3.48〃	3.64〃	6.75	7.00〃
0.73〃	2.36	3.64〃	3.80〃	7.01	7.19〃
0.86〃	2.56	3.80〃	3.96〃	7.26	7.39〃
0.99〃	2.70	3.96〃	4.13〃	7.52	7.59〃
1.12〃	2.99	4.13〃	4.30〃	7.79	7.79〃
1.26〃	3.21	4.30〃	4.47〃	8.06	7.99〃
1.40〃	3.43	4.47〃	4.64〃	8.33	8.20〃
1.54〃	3.66	4.64〃	4.81〃	8.60	8.41〃
1.68〃	3.88	4.81〃	4.98〃	8.87	8.62〃
1.82〃	4.10	4.98〃	5.15〃	9.14	8.83〃
1.96〃	4.32	5.15〃	5.33〃	9.42	9.04〃
2.11〃	4.59	5.33〃	5.51〃	9.71	9.25〃
2.26〃	4.80	5.51〃	5.69〃	9.99	9.47〃
2.41〃	5.04	5.69〃	5.87〃	10.28	9.69〃
2.56〃	5.28	5.87〃	6.05〃	10.57	9.91〃
					10.14〃
					10.85
					11.15
					11.45
					11.76
					12.06
					12.36
					12.68
					12.99
					13.31
					13.63
					13.95
					14.28
					14.61
					14.95
					15.28
					15.61
					15.96
					16.31
					16.66
					17.01